

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

栃木市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 栃木地域

(1) 現況

本地域は、市の中心部に位置し、永野川や巴波川、思川の豊富な水資源に恵まれた平坦な農業地帯と旧寺尾村や旧皆川村の山々を背に広がる中山間地域からなり、地域の特性を生かした多様な農業が展開されている。

平坦な農業地帯では、米麦の二毛作やイチゴ、トマトなどの園芸作物も栽培されている。また、中山間地域では水田農業が盛んである。

平坦な農業地帯では、担い手への農地集積による経営規模の拡大が図られているが、農業水利施設等の保全管理や農用地の保全に関する取組に要する負担が課題となっている。

また、中山間地域では、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 大平地域

(1) 現況

本地域は、市の中心部から南に位置し、永野川と巴波川の豊富な水資源に恵まれた平坦な農業地帯であり、米麦の二毛作が盛んである。また、イチゴ、ブドウなどの園芸作物も栽培されている。

しかし、農業の担い手の高齢化や集落機能低下により農業水利施設等の保全管理や農用地の保全に関する取組に要する負担が課題であり、農村環境の保全管理に向けた取組の推進が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 藤岡地域

(1) 現況

本地域は、栃木市南部に位置し、水資源に恵まれた稲作地帯である。今後とも継続し農業振興を図るため、農業水利施設等の保全管理や農用地の保全を行っていくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業水利施設等を適切に管理するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業も行うことで環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 都賀地域

(1) 現況

本地域は、日光連山の山並みの水源を基にした豊富な水に恵まれ、肥沃で広大な平坦地で長年米麦を主体とした農業生産が展開されてきたが、昭和40年代からはイチゴ、トマト、ニラ、ナス、花卉等の施設園芸等を導入した複合的な経営がなされている。

しかし、農業の担い手の高齢化や集落機能低下により農業水利施設等の保全管理や農用地の保全に関する取組に要する負担が課題であり、農村環境の保全管理に向けた取組の推進が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 西方地域

(1) 現況

本地域は、市の北部に位置し、小倉堰から流れ込む豊富な水資源を活用した水稻やイチゴ・ニラなどの施設園芸が盛んである。また、昭和47年に山村振興地域に指定され、西側の中山間地域（旧真名子村）では、ニラやそばなどの栽培が盛んであるが、平場地域と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号及び同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

6. 岩舟地域

(1) 現況

本地域は、北は足尾山地に連なる丘陵地帯、南は肥沃な平坦地が開けており、年間を通して比較的温暖で恵まれた環境にある。

本地域の南部地域では、経営の発展を図るため、施設園芸の導入が行われている。
また、西部を南北に流れる三杉川沿いに開けた水田地帯の一部で、有機農業が実施されている。

近年では、農業者の高齢化及び減少に伴い後継者に継承されない、又は担い手に利用集積されない農地で一部遊休化した土地が増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも支障を及ぼす恐れがでてきている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農地、農業用施設の適切な保全管理を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

併せて、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資すると共に、消費者ニーズに対応したより安全で良質な農産物を生産する農業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	栃木地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②	大平地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
③	藤岡地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
④	都賀地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
⑤	西方地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
⑥	岩舟地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- ・法第3条第3項各号の掲げる事業を推進するにあたり、多様な主体が地域毎の特質

を踏まえ農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援・指導を行うこととする。なお、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたっては、これまでの農地・水保全管理支払の実施によって培われた知見、体制を活用し、農業者団体等が事業を円滑に実施できるよう支援・指導を行うこととする。

・法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。